

福知山市指令第 476-1 号

# 許可証

住所 京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏名 安田産業株式会社

平成30年6月15日付申請のあった一般廃棄物処理業について  
次のとおり許可します。

平成30年7月1日

福知山市長 大橋 一夫



事業所の所在地及び名称	〒6128379 京都市伏見区南寝小屋町91番地 安田産業株式会社 TEL 075-604-5353
取扱業の種類・種別	ごみ
営業の区域	惇明地区 昭和地区 大正地区 雀部地区 遷喬地区 下豊富地区 下六人部地区 上川口地区 金谷地区
許可の期間	自 平成30年7月1日 至 平成32年6月30日
許可の条件	裏面のとおり

## 一般廃棄物収集運搬業許可条件

- 1 福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項に規定する廃棄物を市の施設に搬入しないでください。  
条例第6条第2項に規定する廃棄物
  - ・有毒性物質を含むもの
  - ・著しく悪臭を発するもの
  - ・危険性のあるもの
  - ・前各項に定めるもののほか、生活環境の保全上特に適正な処分を必要とするもの及び市の行う処理に支障を及ぼす恐れのあるもの
- 2 廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物が飛散・流出しないようにしてください。
  - (1) 走行時には、箱車の場合にはシートを完全に掛け、機械車の場合はホッパードアを必ず閉め、ごみの飛散・落下を防止してください。  
万一、ごみが飛散・落下した場合は必ず収集し、放置しないでください。
  - (2) 汚水を道路上、場内にこぼさないようにしてください。
- 3 福知山市以外の廃棄物を搬入できません。  
福知山市外に車庫あるいは事務所がある方は、市外のごみを収集運搬していると誤解されないような行為をしないようにしてください。
- 4 ごみの分別の徹底  
「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」・「資源ごみ」の分別を徹底してください。
- 5 その他
  - (1) 予備車・代替車については、あらかじめ使用届を提出してください。
  - (2) 運搬車輻には、必ず事務所名を記載してください。
  - (3) 関係法令を遵守し、生活環境課の指示に従ってください。
  - (4) 爆発物などの危険物を市の施設に搬入しないようにしてください。
    - ① 火種やシンナーなど火災の原因となるものを搬入しないようにしてください。
    - ② 万一に備え、車輻には消火器を常備してください。
    - ③ ピット内で飛散し、煙状になる恐れのあるものは搬入しないようにしてください。
  - (5) 中継・積替え行為は行わないようにしてください。  
収集した廃棄物は、収集直後に収集した車輻で直接市の施設に搬入し、中継・積替え行為は原則行わないようにしてください。
  - (6) 施設内外とも交通ルールを遵守してください。
  - (7) 施設内の事故や器物破損等については、職員に直ちに連絡し放置しないようにしてください。
  - (8) 安全作業に努めるとともに従業員に安全教育を実施し、顧客から苦情等がないように誠実に作業を行ってください。
  - (9) 市への提出書類「一般廃棄物処理契約先名簿」に記載されている契約先以外のごみを搬入しないでください。